避難勧告は廃止です!避難指示で必ず避難!

内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」 が5月20日に改定され、災害時の避難情報を次の警戒レ ベルにより提供することとなりました。

美郷町でも今後は警戒レベルを用いて避難指示等を発 令します。万が一の時に適切な行動がとれるよう、下記の 内容をご確認ください。

警戒レベル 新たな避難情報など これまでの Otor きん きゅう あん ぜん かく ほ 避難情報 災害発生情報 警戒レベル4までに必ず避難 (発生を確認したときに発令) ○避難指示(緊急) 避難指示 ○避難勧告 こう れい しゃ とう ひ なん 避難準備・ 高齢者等避難開始 大雨・洪水注意報 大雨•洪水注意報 (気象庁) (気象庁) 気象状況悪化 早期注意情報 早期注意情報 (気象庁) (気象庁)

- ※1 町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

美郷町では以下の方法で情報伝達を行います

防災行政無線

- ※防災行政無線確認ダイヤルで放送 内容の確認ができます。
 - ☎0187(85)3981または
 - **2**0187(85)3982

登録制メール **美郷町災害警戒部からのお知らせ** 美郷町防災情報さんから案内が届いています。 下記を確認してください。 送信者:美郷町防災情報 送信時間: 2018-10-06 15:00:09 タイトル: 美郷町災害警戒部からのお知らせ 本文: 台風25号が接近しているため、本日午後3時 「美郷町災実警戒部」を設置しました

- ※毎月1回、月初めに登録されたメー ルアドレス宛てにテストメールを送 信しています。
- ※画像はメールの一例です。

緊急告知FMラジオ



※毎月第1火曜日の午後4時21分ころ から起動試験が行われるため、ご自 宅の緊急告知FMラジオが自動起動 します。

美郷町防災マップを確認しましょう

土砂災害の警戒区域や河川の氾濫想定区域等のほか、災害への事前対策の参考となる情報を 掲載しています(各冊子を全戸配布したほか、美郷町ホームページでも内容を公開しています)。

> 問●町住民生活課 環境安全班 **20187(84)4903**

古着・古布回収を一時休止します

これまで町では、可燃ごみの減量と リサイクルの推進のため、古着と古布 の回収を年4回実施していました。

その古着と古布について、新型コロ ナウイルス感染症の影響により再資 源化としての流通が滞っていること、 また、資源物としての受け入れ先の確 保が困難な状況が続いていることか ら、令和3年度は回収を一時休止とし ますので、皆さまのご理解とご協力を お願いします。





- ・再資源化できる古着や古布は、ご家庭での保管をお願いします。
- ・汚れがひどいものなど、再資源化できない古着や古布は「もやせるごみ」に 出してください。

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収集 日●6月17日休

申込期間 6月7日(月)~6月14日(月)

(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センター への申し込み(☎0187(84)0307)と 収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・ 出し方」4ページをご覧ください。



問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

福祉保健課

児童手当を受給している方は現況届の提出が必要です

現況届は6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児 童手当等を引き続き受ける要件(児童の監護や生計同一 関係など)を満たしているかどうかを確認するためのもの です。該当する方には現況届書類を送付していますので、 6月30日冰までに町福祉保健課または六郷・仙南各出張 所へ提出してください。なお、提出がない場合には6月分 以降の手当が受けられなくなる場合がありますのでご注 意ください。

■現況届に必要な添付書類

- ・受給者の健康保険証の写し
- ※この他にも必要に応じて書類を提出していただく場合 があります。

【児童手当制度について】

支給対象者●中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の 3月31日まで)の児童を養育している方

支給時期等●原則として、毎年6月·10月·2月に、それぞれ の前月分までの手当を支給します。

■支給額

対象年齢等	支給月額(児童一人当たり)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	5,000円

※「第3子以降」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31 日までの間にある養育する児童のうち、年齢が上の児童 から数えて3番目以降をいいます。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907